

○遊休化したハウス等を有効活用する農業者への支援に要する経費

現状・課題

- 熊本県は野菜及び果樹で施設面積全国1位を誇る施設園芸の大産地であり、なかでも本市は県内における中心的な施設園芸産地となっている。
- しかし、高齢化や離農により遊休ハウスが増加、また農業用ハウス整備費高騰等により新規整備が停滞し、ハウス面積が減少し産地の維持が懸念されている。

事業概要

○事業費:13,409千円

○事業内容

認定農業者等の地域計画に位置付けられた担い手が実施する、遊休化した農業用ハウス等の有効活用に要する経費への補助

- ・中古ハウスの移設(取得費、解体撤去費、運搬費、建込費、必要な部材追加・交換等)
- ・既存ハウスの補修・補強等(部材の追加、交換等)
- ・既存ハウスの仕様変更(ハウスの構造改造等)
- ・ハウス等を移設したうえで、最低限必要となる温度制御機能を果たす附帯設備等

○補助率

県:1/3以内、事業実施主体:2/3

補助上限額(2,500千円/10a)、下限事業費(300千円)

イメージ図

農業用ハウス等



附帯設備等



※補助事業で導入した温風暖房機